

(参考)法及び県条例に基づく自主回収報告制度における回収事由の範囲

法で義務づける回収事由の基本的な考え方	営業者(食品衛生法)及び食品関連事業者等(食品表示法)の食品等が、食品衛生法及び食品表示法に違反又は違反するおそれがある理由で自主回収する場合 (食品衛生法第58条第1項、食品表示法第10条の2第1項) ※法に基づく「食品等のリコール情報の報告」では、原則、国の食品衛生申請等システムに自主回収情報を入力し、県(保健所)に届出を行う。	
	生産者が生産した食品が、食品衛生法に違反又は違反するおそれがある理由で自主回収する場合(条例第20条第1項) ※条例に基づく「食品の自主回収制度」では、保健所に自主回収情報を届出する。	
食品表示法違反等	<ul style="list-style-type: none"> ◎食品表示法第10条の2第1項に基づき食品関連事業者等が、食品を回収する場合 <例> ○消費期限又は賞味期限を設定より長く表示 ○アレルゲンの表示漏れ ○実際より高い温度で保存方法を表示 ◎上記以外の食品表示法に基づく表示基準違反 <例> 原料原産地表示の記載誤り ◎食品表示法第6条第8項に基づく命令を受けて回収する場合 <例> アレルゲン、消費期限等、食品表示基準に従った表示がされていない食品を発見、消費者の生命、身体に対する危害の発生又は拡大防止を図るために回収命令等の指示があった場合 	食品表示法に基づく「食品のリコール情報の報告」の義務あり
食品衛生法違反又は違反のおそれ	<ul style="list-style-type: none"> ◎食品衛生法第58条第1項に基づき営業者(農業・水産業における食品の採取業は含まない)が、食品等を回収する場合 <例> ○食品添加物の使用基準違反をした食品の製造 ○異物が混入した食品の加工 ○残留農薬基準値を超過した食品の販売 ○規格・基準違反した容器包装の販売 ◎食品衛生法第59条に基づく命令やその他書面による指導を受けて回収する場合 <例> 行政試験の収去検査等で違反を発見、回収命令等の指示があった場合 ◎生産者が食品衛生法に違反又は違反するおそれがある理由で自主回収する場合(条例第20条第1項) <例> ○食品の規格基準違反 ○食品添加物の使用基準違反の規格基準違反 ○残留農薬等の基準違反 ○腐敗、病原微生物汚染、異物混入 等 	食品衛生法に基づく「食品のリコール情報の報告」の義務あり 食品衛生法に基づく対応
	<ul style="list-style-type: none"> ◎その他の理由により自主回収する場合 <例> ○在庫調整のための自主管理 ○品質上(安全面での品質を除く。)の問題による自主管理 	条例に基づく報告義務あり 条例に基づく報告義務なし
条例の例外規定		
<p>◎業態による例外(条例第20条第2項)</p> <p>生産者であっても、その業態により、報告をしなくてもよい場合がある。 自ら生産した食品を、卸売を行うことなく、その生産した施設又は場所において、対面販売等により、直接、消費者に販売することを主として営む生産者。 (報告不要の理由:販売先が比較的限定されており、店頭告知等で十分な情報提供ができる)</p> <p><例> 農場で生産した食品をその農場併設の直売所で主として販売する場合</p> <p>◎流通実態による例外(条例第20条第3項)</p> <p>報告が義務づけられた回収であっても、その流通実態により報告をしなくてもよい場合がある。</p> <p>(1) 購入者が把握できる通信販売や宅配等、販売先が特定され、かつ直ちに連絡できる場合 (2) 販売店に並ぶ前に回収を決定する等、県民に販売されていないことが明らかな場合 (3) 県内に流通していないことが明らかな場合</p>		